

平成28年第1回八雲町議会臨時会会議録

平成28年2月2日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3
- 議案第 1 号 八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第 2 号 八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第 3 号 八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 発議第 1 号 八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 4 号 八雲町長の給料の特例に関する条例
- 日程第 6 議案第 5 号 八雲町地域会館等条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成27年度八雲町一般会計補正予算(第11号))
- 日程第 8 議案第 6 号 平成27年度八雲町一般会計補正予算(第12号)
- 日程第 9 議案第 7 号 平成27年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算(第6号)
- 日程第10 議案第 8 号 平成27年度八雲町八雲地域簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(八雲町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)
- 日程第12 報告第 1 号 専決処分の報告について
(損害賠償額の決定について)

○出席議員(14名)

- | | | | |
|-----|--------------|------|-----------|
| 1 番 | 佐 藤 智 子 君 | 2 番 | 横 田 喜世志 君 |
| 3 番 | 安 藤 辰 行 君 | 4 番 | 岡 島 敬 君 |
| 5 番 | 三 澤 公 雄 君 | 6 番 | 掛 村 和 男 君 |
| 7 番 | 田 中 裕 君 | 8 番 | 赤 井 睦 美 君 |
| 9 番 | 牧 野 仁 君 | 11 番 | 宮 本 雅 晴 君 |
| 副議長 | 12 番 千 葉 隆 君 | 14 番 | 黒 島 竹 満 君 |

15番 斎藤 實 君 議長 16番 能登谷 正 人 君

○欠席議員（2名）

10番 大久保 建 一 君

13番 岡 田 修 明 君

○出席説明員

町 長	岩 村 克 詔 君	副 町 長	伊 瀬 司 君
副 町 長	植 杉 俊 克 君	総 務 課 長	城 近 眞 君
		併選挙管理委員会事務局長	
企画振興課長	萬 谷 俊 美 君	情報政策室長	
兼行財政改革推進室長		兼新幹線推進室長	吉 田 邦 夫 君
		総合病院建設企画課参事	
財 務 課 長	鈴 木 敏 秋 君	会 計 管 理 者	
兼収納対策室長		兼 会 計 課 長	中 野 勝 弘 君
住民生活課長	山 田 耕 三 君	保健福祉課長	三 澤 聡 君
農 林 課 長	加 藤 貴 久 君	商工観光労政課長	岡 島 建 夫 君
併農業委員会事務局長		建 設 課 長	佐 藤 隆 雄 君
商工観光労政課参事	藤 牧 直 人 君	落 部 支 所 長	柴 田 幸 一 君
環境水道課長	馬 着 修 一 君	学校教育課長	荻 本 和 男 君
教 育 長	瀧 澤 誠 君		
社会教育課長		体 育 課 長	浅 井 敏 彦 君
兼 図 書 館 長	足 立 直 人 君		
郷土資料館長		総合病院事務長	齋 藤 眞 弘 君
町史編さん室長	小 栗 由美子 君	総合病院医事課長	五十川 厚 子 君
学校給食センター所長	成 田 耕 治 君	消 防 長	大 泉 達 雄 君
総合病院管理課長	沢 野 治 君	八雲消防署管理課長	大 淵 聡 君
総合病院建設企画課長	桜 井 功 一 君		
八雲消防署長	伊丸岡 徹 君		
八雲消防署消防課長			

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長	牧 茂 樹 君	住民サービス課長	前小屋 忠 信 君
産 業 課 長	田 村 春 夫 君	熊石消防署長	手 塚 剛 君
海洋深層水推進室長			
熊石国保病院事務長	桂 川 芳 信 君		

○出席事務局職員

事 務 局 長	鈴 木 明 美 君	併議会事務局次長	岡 島 広 幸 君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶 務 係 長	吉 田 正 樹 君		
併監査委員事務局監査係			

〔開会 午前 10 時 00 分〕

◎ 開会・開議宣告

○議長（能登谷正人君） 本日の出席議員は 13 名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成 28 年 2 月 2 日招集、八雲町議会第 1 回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、議長より諸般の報告をいたします。

監査委員から 11 月分の例月現金出納検査の報告書の提出がございました。報告書の提出通知はお手元に配付のとおりであります。詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類を必要に応じ、ご覧いただきたいと存じます。

次に議長の日程行動関係であります。1 月 20 日に北斗市において、渡島町村議会議長会臨時総会及び渡島町村議会議長研修会が開催され、出席してまいりました。

また、同日 20 日から 21 日にかけて東京都において、縦貫自動車道等及び北海道新幹線建設促進八雲期成会による国及び関係機関への要請活動が行われ、副議長が町長及び関係者と共に参加してまいりました。

また、1 月 28 日に北斗市において、北海道新幹線開業試乗会が開催され、副議長及び関係者とともに出席してまいりました。

以上、概略を報告いたしましたが、詳しいことにつきましては事務局に保管してあります関係書類をご覧いただきたいと存じます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎ 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（能登谷正人君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、岡島敬君と千葉隆君を指名いたします。

◎ 日程第 2 会期の決定

○議長（能登谷正人君） 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日 1 日とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありませんので、本臨時会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

◎ 諸般の報告

○議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（鈴木明美君） ご報告いたします。

本臨時会に対し町長から提出された案件は、既に配布しております議案 8 件、承認 2 件、

報告 1 件の計 11 件であります。また、議員発議によります条例改正が 1 件提出されております。これら議案等説明のため、町長、監査委員及びあらかじめ委任または嘱託を受けた説明員の出席を求めています。

また、事前配布をしております議案書の一部に誤りがございましたので、机上配布の正誤表のとおり訂正をお願いしたいと思います。

本日の会議に岡田修明議員、大久保建一議員欠席する旨の届け出がございます。

以上でございます。

◎ 日程第 3 議案第 1 号から議案第 3 号

○議長（能登谷正人君） 議案第 1 号八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第 2 号八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第 3 号八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の 3 件については、関連がありますので一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 議案第 1 号から議案第 3 号まで関連がございますので、一括で説明をさせていただきます。

この度の改正は、人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて行うものであり、特別職の期末手当並びに一般職の給与及び勤勉手当について改正しようとするものであります。初めに、今年度の人事院勧告の内容でございますが、1 点目として月例給については民間との給与格差を解消するために、若年層に重点を置きながら平均で 0.4%の給与を引き上げることとし、2 点目は、ボーナスを 0.1 カ月分引き上げ、配分はすべて勤勉手当とするものであります。これにより、手当の年間支給月数は期末勤勉手当を合わせ、4.1 カ月から 4.2 カ月となります。給与の改正は平成 27 年 4 月 1 日から、勤勉手当は平成 27 年 12 月 1 日から適用するものであります。

それでは条例改正の内容につきまして説明をいたします。先に 3 ページの議案第 3 号八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。第 17 条は勤勉手当についてですが、0.1 カ月分を引き上げて、第 1 号の職員、これは再任用職員以外の職員でございますが、現行 100 分の 85 から 100 分の 95 に改正となります。また、第 2 号の職員、これは再任用の職員でございますが、再任用の職員はこれまで期末勤勉手当合わせて年間 2.15 ヶ月支給されておりましたが、この度の人事院勧告では 0.05 カ月分引き上げられ、100 分の 45 から 100 分の 50 に改正しようとするものであります。

次に、中段の別表第 1 行政職給料表及び 6 ページに記載しております別表第 2 医療職給料表、イの医療職給料表（二）の改正は冒頭でお話ししましたように、若年者を中心に給与の改正がございましたので、給料表を改正しようとするものであります。

10 ページをご覧ください。附則ですが第 1 号の施行期日は公布の日からとし、改正後の第 17 条第 2 項の勤勉手当の改正は平成 27 年 12 月 1 日から、別表給料表の改正は平成 27 年 4 月 1 日から適用させようとするもので、第 2 号は給料表が平成 27 年 4 月 1 日、勤勉手当は 12 月 1 日にさかのぼり改正となることから、改正前の給料表で支給していた給与は改正後の給与の内払とみなす規定であります。

次に 1 ページに戻っていただき、議案第 1 号の八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。第 2 条第 3 項は期末手当の規定であります、一般職との読み替え規定により、現行 100 分の 220 を 0.1 カ月分引き上げ、改正後は 100 分の 230 とするものであります。

次に、2 ページの議案第 2 号八雲町教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議案第 1 号と同様の改正でありますので、説明を省かせていただきます。

以上、議案第 1 号から議案第 3 号までの改正で生じる一般会計の所要額につきましては、この後の補正予算で対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上、議案第 1 号から議案第 3 号までの説明を終わらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに議案第 1 号から議案第 3 号までを一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案第 1 号から議案第 3 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号から議案第 3 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 4 発議第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 4 発議第 1 号八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○4 番（岡島 敬君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡島君。

○4 番（岡島 敬君） 発議第 1 号八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条

例の一部を改正する条例について、提出者を代表し提案説明いたします。

本件は先ほど可決されました特別職の期末手当支給率の改正に合わせて、議員の期末手当を特別職の支給率に合わせるため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。現行の支給率は6月が1.9月。12月が2.2月。年間で4.1月分となっておりますが、12月支給分を2.2月から2.3月に、0.1月分の引き上げを行い、年間で4.20月として特別職の改正後の支給率と同様にしようとするものであります。

それでは発議第1号の別紙をご覧ください。第4条期末手当でございますが、12月に支給する期末手当について、現行100分の220を改正後は100分の230に、0.1カ月分引き上げるものでございます。附則でございますが、第1項は公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用するものでございます。第2項は改正前の条例の規定に基づいて、12月に支給された期末手当を改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす規定でございます。

以上、簡単ではございますが提案説明といたします。議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 議案第4号

○議長（能登谷正人君） 日程第5 議案第4号八雲町長の給料の特例に関する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 議案第4号八雲町長の給料の特例に関する条例について説明させていただきます。本件につきましては八雲総合病院の医師及び看護師による医療用麻薬の所持、自己施用事件の発生により、社会的に大きな影響を与え、総合病院に対する信用が大きく失われたことに鑑み、行政の最高責任者としてその責任を負うため、平成28年3月分の給料から30%を減額しようとするものであります。なお、一般職員につきまし

ては八雲町職員懲戒処分等審査委員会における答申を参考に1月25日の全員協議会で報告させていただきましたとおり、院長は減給10%を2カ月、総看護師長及び事務長はともに減給10%1カ月、薬局長は戒告処分とさせていただきました。さらに、昨年3月31日付けで定年退職となっております元薬局長には反省を求める旨の文書を伝達するとともに、退職時の給料に基づいて減給10%1カ月分相当の自主返納を求めています。

以上で議案4号の条例内容につきまして説明を終わらせていただきます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 3点お伺いいたします。25日の全協の報告で事前に議員向けのガス抜きを行ったんですけれども。その時には町長50%と聞いておりました。で、それが今回原案で30%に変更になった理由を伺いたい。

もう1点、この処分案は総合病院に対してどういう効果があるかと期待しておりますか。

3つ目、処罰を審査した審査委員会ですね、議論を公開してほしいと考えております。これはですね、理由は未曾有のこの八雲の危機、八雲総合病院の危機に対して町幹部はどういった議論をされてこの処分を決めたのか。非常に町民は興味を持っているし、私も興味を持っています。12月の一般質問の中で、この議論に参加する方、複数名。副町長、教育長等にどういう議論をされるかとお伺いした時に、各々述べております。副町長は雄弁に議論したいというお言葉を残しておりますので、私はしっかり議論されるものだなという期待感を持っていましたけども、結果が非常に残念なので。場合によってはこの本会議の場を、何というんですか上手く逃れるために答弁を利用されたというような結果であるなら、今後彼の答弁を厳しく見ていかなきゃいけないと。そういうことも考えますので、ぜひ、この部分は公開して広く町民に見せる形にしていだけないのかなと。以上の3点をお伺いいたします。

○副町長（伊瀬 司君） 議長、副町長。

○議長（能登谷正人君） 副町長。

○副町長（伊瀬 司君） それでは町長の今回の減額の条例の関係でありますけれども。25日の全員協議会では町長の気持ちとして50%というような提案をさせていただきました。それを受けて、皆様方の議論をいただきですね、やはり今回の事案につきましては八雲町だけの問題でもありませんし、他町村の関係もあります。そして今までの事例等もあります。そして八雲町の懲戒処分の規定等々に基づきましてですね、それらを判断して30%の提案とさせていただいた次第であります。

それと2点目の総合病院の影響ということでもありますけれども。やはり今回のこういった大きな事件に対しまして、設置者でありあます町長のこの処分、そして管理責任等々を含めて関係者の処分をさせていただくことについてですね、やはり職場で働く、病院そして役場含めてですね、やはり日頃の職務に対する取り組み方というんですか、それについ

ては全職員が心に秘めてこれからの仕事にはげんでいただけるというふうに思っております。

それと、懲戒処分委員会の審議の中身につきまして、公開してほしいということでありますけども。これにつきましては、それぞれの委員の意見は尊重させて行かなければなりませんので、結果として先ほど総務課長の方からご提案申し上げました、報告がありましたそれぞれの職員の処分案ということで、委員の総意で決定をさせていただいたということであります。

○5番（三澤公雄君） 議長、一般質問と違って3回しかないんで、3番目の議論を公開してほしいということに対して、明確に答えをもらっていないんですよね。公開できない理由というものもちゃんと聞かれていないし、喋ってないように思うんですけど。出来ないなら出来ない理由をはっきり言ってもらいたいし。

○議長（能登谷正人君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時25分

○議長（能登谷正人君） 再開いたします。

○副町長（伊瀬 司君） 議長、副町長。

○議長（能登谷正人君） 副町長。

○副町長（伊瀬 司君） 懲罰委員会の中身についての公開につきましては他の事例もございますので、ここで公開できるかどうか、もう一度検討させていただきたいと、調査をさせていただきたいと思います。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 1回目の質問でも触れましたけどね、この場の頭を低くして逃げるような答弁だったら、どうなるか分かるのかなとちょっと思うんですよね。それは公開を前提にちゃんと考えているっていうふうに受け取っていいんでしょうかね。あの時はそういう含みを持たせたけれども、審査した結果無理でしたなんていうことになるんだったら、とんでもないと思うんですけど。僕は公開できると思うんですよ。普通の処分でしたら、どなたがどういう不祥事を起こして処分するかっていうことが個人情報保護に関するということで伏せられるというのなら、僕は十分それは分かるんですが。今回の場合誰が処分を受けるか、もしくはこういう処分を決定したということは新聞報道もされているわけですから。で、私また町民が広く聞きたいのは、町の幹部がこの未曾有の危機に対してどういう見解を持ってこの処分案を作ったかという。その個人個人というか、その組織にいる方々の考えを知りたい。今後、どんな局面を残りの岩村町政の任期の中で出てくるか分かりませんが。それに対してその責任を委ねて良い人たちなのかどうなのかも、今後のことを見通す上でも必要なことだと思いますので、ぜひ公開してもらいたいと思

ます。またそれで3番目の質問に対しては改めてそういうことで、ぜひ公開してほしいと。私の質問の間に、また明確にですね考えが変わる、公開の可能性が無いということをちゃんとと思うのであれば、再質問に対してまた答えてもらいたいと思います。

総合病院にどういう効果があるかという質問に対して、職務に対する取り組み方が変わると、はげんでもらえるんじゃないかという見解だったように聞こえていましたけども。僕は逆だと思うんですね。今回程度の処分案であれば、責任を取らなきゃいけない人たちが責任を取らずに済んでしまったんだと。また、そのことを本庁の上層部で話し合っても責任を取らせないんだ。大したことをしないでと。ということは、我々日ごろ休みを削ったり、何とか結果を残そうと一生懸命働く甲斐があるのかなというような、職場の士気が私は下がると思います。また一方、看護師さんたちはですね、必要な事だと思って上申したのにですね、それを取り上げられずこの事件に発展し、なおかつだんだん職場にいつらなくなって辞めざるを得なかった。国にはですね、公益情報通報者保護法というものがありまして、八雲町もそれに準じた条例が確かできていると思うんですね。それからいくと通報者が守られなかったという結果になっているわけです。これでより励んでもらえるという答えが出るんですか。今後ですね、目の前で何が起ころうと、私たちは目の前の自分の仕事だけ片づけてればいいんだというような働き方が蔓延するんじゃないんですか。

または、この職場は働きがいのある職場じゃないなという思いがより募るんじゃないですか。やっぱり責任を取るべき人にはしっかりと責任を、町上層部で話し合って突き付けるといふものが必要だと思います。私は町長、いわゆる首長のパフォーマンスというのとはあって然るべきだと思います。それは選挙で4年に1回選ばれる立場なので、その都度、一つ一つの行動に意味を持ってやるという意味では50%だろうが30%であろうが、それがパフォーマンスとして評価されようが、やってもいいんじゃないかなと思うんですが。今回、町長が発揮すべきパフォーマンスはですね、アンタタッチャブルだと思われるところにもしっかりとですね、責任をとってもらおうという行動を身を挺してやるというのが、僕は今回求められているパフォーマンスだと思います。立場の弱い方が多く泣き寝入りをしてしまった今回の事件。それを最後の最後まで救えない、助ける方向に政治の目が行かないというような結果の幕引きでは残念極まります。また、この処分案には非常に矛盾が感じております。いわゆる部下が上申したものを無視した2名の責任者は、軽微な処分で。一方、それを伝える立場の看護師長はその人たちと、その一部の方と一緒にですよ。これはどういうことでしょう。確かに役職として看護師をまとめる立場の人が、ある程度の処分を受けるといふのは分かるんですが、両並びはその情報を聞き流した、受け流した事務長と同じですよ10%1か月だと。どういうあれなんでしょうね。だから、そういうことを引き受けて町長が足りないと、私は感じて、25日の全協では50%は必要だと。何とかこれでバランスをとろうと思ったのではないのかなと思ったんですが。議案提出のぎりぎりになって全協の議論を踏まえて30%にしたと。でもこのことによってね、全てのバランスがまためちやくちやになっていると思うんですね。1回取り下げて、もう一度1から考え直すべきだと思いますが。総合病院に対する影響というのは、今副町長の答弁とは僕は認識

は逆だと思いますが、この質問に対してどう思いますか。

また、審査委員会の議論は改めて公開の方向で、公開してほしいということを理由づけて述べました。新たにその答えをいただきたいと思います。

○副町長（伊瀬 司君） 議長、副町長。

○議長（能登谷正人君） 副町長。

○副町長（伊瀬 司君） 懲罰委員会の議論の公開につきましては持ち帰ってですね、検討させていただきます。公開出来るか出来ないかについては、次の機会にでも報告させていただきたいと思っております。

それと、総合病院の影響ということでもありますけども。やはり今回は大きな問題として病院の職員も我々も驚いております。やはり町長含め関係者の処分をしたわけでありますから、重く病院の皆様方も日頃の仕事についてですね、襟を正してやっていただけないかというふうに思っていますし、そうでなければならないと思っております。それと 30%にした理由。やはり前回の全員協議会の中で、三澤議員の意見は意見として、全体の皆様方のご意見を参考にしながらですね、30%に今回提案をさせていただいたということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○5 番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5 番（三澤公雄君） この1 週間の間、何人かの町民の方に新聞報道をどう思ったかと。後半になるとまた新聞報道は 30%のことが載った後なので、僕の質問に対して違うんじゃないかとかって、いろいろ議論も花咲いたんですけどもね。大方の人が勘違いしているんですよ。院長も辞めるんだし、という言葉がありましたけども。タイミング的にこれに合わせただけで、院長はこのことについて責任を取って辞めるという形ではないですよ。そのことを確認いたします。12 月の定例会の冒頭でですね、この本会議場で今でも私の判断は正しかったという言葉を残しているのが、公式見解としては最後だと思うんですけども。辞職願ではなくて辞職届を出したというふうに全協で報告されています。その中身はですね、どのようになっていたんですか。責任をとって辞めるという旨、書かれていたんでしょうか。多くの町民はその点をね、タイミングがタイミングなので、日本人的なもののわり方として、辞めるんだからと言っていますけども。巧妙に責任を取らない形で自分のけじめがついたと、後任人事等のけじめがついた、新病院が建設に至ったということで本人は辞するというだけで、この事件に関しては一切責任を口にしてはいないというのが私の認識ですが。そのことを聞いた限りでは、町民はですね非常に驚いているし、怒っております。私のこの見解が、僕は院長はそういう考えだろうと思うんですけども。ここで確認したいんですね。院長はこの不祥事に対して責任を取って辞められるのか。それともこの責任について触れずに辞めていくのか。その届にはどういうふうに書かれていますか。

○副町長（伊瀬 司君） 議長、副町長。

○議長（能登谷正人君） 副町長。

○副町長（伊瀬 司君） 退職届の中身につきましては、一身上の都合による退職であります。

○議長（能登谷正人君） 他に。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 最高責任者の責任のとり方なんですよね。全協で上がってきた時は1カ月50%をやりますよと。そして今回定例会を迎えて30%に少なくしてきた。で、副町長の説明では、この50を30にしたというのは、その他町村とか今までと違っていうふうな表現をされていますけども。今回の事件に関しては他町村とか今までがどうのこうのという、そういうとらまえ方でいいんでしょうか。私はですね、50%でやってきて30%になったと。もっと私はこの概要説明の中にも表明されていますよね、行政の最高責任者っていう表現をしていますよ。カット率が低くなるというのは前代未聞じゃないですか。我々全協にかかってきて、そして全協の空気を読んで、もっと私はここは厳しくすべきだと思う。それはなぜかという、八雲総合病院は町民の命を預かっている機関ですよ、場所ですよ。いつまでもだたらこういうものって引きずって行ったら駄目なんですよ。そこではじめをどうするかっていうことなの。やはりここはね、最高責任者である町長の最高の処分というのは、私は必要だったんでないのかなと。こういうふうな条例を出してきたというので非常に残念なんですけれどもね。もっと私はね、今回の事件に関しては、事件ですよこれ、不祥事でないですから。もっと厳しくしていくべきだと思う。副町長、もう一度お聞きしたいんですけども。50%が30%になったっていう根拠、これはもうちょっと町民の方々に知らしめるには、もっと説得力のある説明をした方がいいんじゃないでしょうか。私はそう思う。事件ですよこれは。その辺の案件とはわけが違うんだから。皆さん、この事件に対する認識っていうのは薄いんじゃないでしょうか。もっともっと厳しく責められるべきだと思うんですよ。で、院長が10%2ヶ月、事務長が10%1ヶ月、看護師長が10%1ヶ月というふうなこの処分というのは、うちの処分案についてランクっていうんですか、どれぐらいの位置でこれ処分されたんでしょうか。ランクってあるはずですよ。その辺について、ちょっとお聞かせしたいんですけど。私は看護師長さんは現場の声を吸い上げて一生懸命訴えているんですよ。訴えていたと思うんですよ。それをほっぽらかしたって訳でないでしょうけども、そういう事態に追いやって。むしろ私はね、もっともっと厳しく処分されなければならない人がいるんじゃないですか。看護師長さんは10%1ヶ月これ厳しいですよ。それで処分をして、この事件についてクリアしていこうと。そういうね、小手先の手法でなくさ、もうちょっとお互いに議会も行政も今回の事件に対する考え方、もう一度認識しましょうや。前の川代町長さんは10月に退任する9月の定例会でも処分していますよ。もうちょっとこの辺の認識が私は薄いんじゃないのかなと思うんですけども。この辺、2点目について、お聞かせ願いたいんですけども。

○副町長（伊瀬 司君） 議長、副町長。

○議長（能登谷正人君） 副町長。

○副町長（伊瀬 司君） 全員協議会のところでも申し上げましたけども、町長の思いとしては 50%ということで、そういう気持ちで提案させていただきました。ただ、いろいろと、私どもとしては町長が 50%を自らやりたいという事については、ちょっと重過ぎるということで考えておりました。確かに大きな事件として当人であります阿部医師、後藤看護師につきましては懲戒免職というような処分をしているわけでありますので、あとはこの 2 人に対する管理監督責任等々についての処分ということでありますので。町長は設置者としての最高責任者ということでの処分ということで、我々としては 30%が適当ではないかというふうな思いで町長に進言をさせていただきました。それと看護師長さんのいろいろと審議をしている中で 10%は重いというようなご意見でありますけれども、やはり看護部を総括する看護師長としてですね、やはり今回この大きな事件として処分 10% 1 ヶ月をさせていただくというような判断をさせていただきました。ただ、この処分のランクというのはありますけれども、いろんな職員の不祥事に対しまして項目がありまして、訓告、戒告、そして減給、停職、懲戒免職というようなランクがあります。今回は当事者であります阿部医師と後藤看護師については、一番重い懲戒免職処分ということにさせていただきました。あと、この他の職員につきましては基準に基づきまして管理監督責任等々で減給、あるいは戒告というようなことになっていますので、それに合わせて処分の内容を決定をさせていただいたということであります。

○7 番（田中 裕君） 基準があるんだったらどれくらいにランクして、どれくらいの処分案ですかって私聞いているんですよね。それについて。

○議長（能登谷正人君） 処分案の中身ですか。

○7 番（田中 裕君） 基準があるって今答弁来ているから。それについてきちっと。

○議長（能登谷正人君） 多分、中身の内規のことを聞いていると思う。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 懲戒処分の標準例というのがございまして、そこにですね管理監督責任という部分については減給、それから戒告というふうになっています。で、今回ですね、過去に懲戒免職を受けた職員の関係上司が過去に減給 10% 1 カ月、あるいは減給 5% 1 カ月という事例がございました。それを基準にしながら刑事事件で社会的な影響が大きいということを考慮し、院長に 10% 2 カ月、それから事務長とそれから総看護師長については 10% 1 カ月という答えを出したということでございます。

○7 番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7 番（田中 裕君） 事例とかさ、今までの事例でそうしましたというけども。今回の事件については今までも何も、そういう基準というのは度外視してやった方が良くないでしょうか。だから今までの事例とかっていうふうなやわらかい表明してくるから、こういう町長の 50%が 30%になった最大の根拠ですよ。私はね、事件の意識がないんじゃないですか、今回の事件に関して。薄いんじゃないですか、あなた方。だから私は去年の

秋にもこういうけじめというのはね、町長私はね、最高責任者である町長が一身にかぶってやるという手法も、私はあるんですよ。わけ違うでしょう、今回の事件は。今までの職員の不祥事とか云々くんぬんの世界でないんですよ。ましてや全協で佐藤智子さんが副町長の減給案も追及しましたよ。当然私はね、それもしかりだと思うんです。だって一報が副町長の耳に行っているんでしょう。そして副町長から町長のところにいくのに4、5日かかっているんだもの。そういう事例からしてですね、私はもっと特別職三役についてはもっともっと厳しくして、ある程度けじめをつけて、そして新生総合病院はこうしていきますよというのを、私は町民に知らしめる最大の手法だと思うんですよ。なにかしら私は、やったことが病院のことだから俺たちに関係ないよというふうな雰囲気を感じられるんですよ。私はね、30%これは不満ですよ。もっともっと厳しくやる。その姿勢をですね、町民に知らしめて、そして岩村町長の姿勢を示していくというのも私は手法の1つだったと思うんですよ町長。もっともっとこの辺はね、厳しくしていかなければならない案件、事件ですよこれ。いかがでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 今ですね、田中議員から厳しいお言葉がありました。本当にこの処罰というのはですね、けじめということでおっしゃっています。本当にその通りだと思います。しかしながらですね、やはりこの処罰も大切でありますけども、これからこの病院をどのようにしていくか、どのようにですねしっかりと医療を続け、住民の信頼を回復しながらやっていくかということが一番大切だと思っています。この処罰に関してはですね、いろんな方がいろんな意見があると思いますけれども、長として決断を出してですね、今議会に提案をしていますので、ご理解をお願いをいたします。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 町長、町長はそういう通り一遍の答弁をしますけどね、信頼を取り戻すというのはこれ並大抵なことではないですよ。言葉では簡単ですよ、表現としては。だけど、この行為はね、半端なエネルギーじゃ取り返せないと思う。私、厳しい事って言うけれども、一般の町民の方々はずっとずっと厳しいことを言っていると思う。今の町長はけじめのつけ方、私は去年のアワビから始まって、けじめのつけ方はちょっと私はね、薄いんでないのかなと思っております。私はどこまでも30%、これはあまりにも今回の事件に関して軽んじる処分だということを指摘して、終わりたいと思います。

○議長（能登谷正人君） 次にございませんか。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） 私もその最高責任者のところでちょっとお聞きしたいんですけれども。責任をとって減給することには反対はしませんし、30%でも反対はしません。ただ、今まで最高責任者ということで町長が減給して済むことではない。今町長が今後ってお

しゃっていましたけれども、今までのいろんな、この事件だけでなくいろんな総合病院の問題に対して、本当に最高責任者の力が及ぶようなシステムになっていなかったと思うんですね。だから減給してお終いではなくて、今後組織の上で本当に最高責任者なんだということがきちっと組織全体に伝わる、そういう仕組みをぜひ作っていただきたい。

そして正式名称は忘れちゃったんですけども、病院の中に2つ組織作りましたよね。でもそれが、私は上手く稼働してなかったなって気がするので、今後、その辺をどのようにお考えなのかだけお聞きしたいと思います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 赤井議員からですね、これからのことということでありますので。私もですね、本当に町長に就任して、病院にしっかりと入っていったということがなかったなという反省を今回大きくさせていただきました。12月1日から私も病院にですね、朝必ず行くようにしながらいろんな人と話をしています。そしてまた、これから新院長が就任しますので、これから新院長としっかりと話し合いしながら、私もこの病院の会議等々、また看護師さんやいろんな方々の意見をですね、集約する、収集する。そしてまた患者さんの意見も聞きながらですね、この病院の運営・経営をしっかりとやっていくつもりでございますので、この辺はよろしく願いをいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○4番（岡島 敬君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡島君。

○4番（岡島 敬君） 今日のこの条例の上程ですが、昨年11月25日に医療用麻薬の所持・自己施用等に係る調査報告書、委員会の報告書が出て、今回懲戒処分等審査委員会の決定を参考にとということで、条例施行であります。本事件のですね、事実関係を明らかにした上で再発防止に全力で取り組む必要があるということで、第三者を含む調査委員会が設置されて、約5ヶ月間にわたって16回の委員会が開かれ、報告書が提出されたということであります。報告書ではまさに組織改革、意識改革の指摘等もされて、この報告書の中では本当に、自分の中では頑張っている方々の叫びというものだというふうに捉えております。まさに著しく損なわれた信頼回復のためにも、これは可能な限りですね調査報告書の情報提供開示の必要があり、透明性の確保に努めるべきというふうに考えますが、公表のお考えについてお伺いいたします。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） この調査委員会の報告書の内容につきましては、これに記載されている通りでございますが、それは、それぞれの内部の意見等の調査の公開という部分については、可能ではあるかというふうに思っておりますので。

この調査報告書ですね、調査委員会の報告書のことでですね。

○4番（岡島 敬君） それを広く町民も含めて公開すべきではないかと。

○総務課長（城近 眞君） それは報告書ということで提出されておりますし、議員の方々の皆さんにも提案させていただいておりますので、広く町民の方に公開することは可能であるというふうに思います。

○4番（岡島 敬君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡島君。

○4番（岡島 敬君） 可能であるかどうかじゃなくて、今回の一連でそういう必要性があるということで、全協で示されて全協も公開で会議がされていますので、その中では傍聴の方もいらっしゃいましたから、そういう意味では公表されているという言い方なのかも分かりませんが。それ以外の手法を含めてですね、広くやはりここはしっかりと病院等も含めてですね、広く情報公開をするべきではないかと、公表という意味でですね。でのお伺いです。

○総合病院事務長（齋藤眞弘君） 議長、総合病院事務長。

○議長（能登谷正人君） 病院事務長。

○総合病院事務長（齋藤眞弘君） 調査報告書を、一般的に各種委員会から調査報告書出ますけれども、今回の件について今議会の方からですね、積極的に公開するべきではないかと。非公開の調査ものではありませんので、概要版なり、そういうことですね、今町ともまだ協議したことはありませんけれども、これから前向きに協議してですね、どういうボリュームになるかっていうことも含めてですね、前向きに検討したいというふうに今考えております。

○4番（岡島 敬君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡島君。

○4番（岡島 敬君） 25日に全協で我々にこの調査報告書が示されて、前日の24日に病院職員向けの説明会が、調査報告書についての説明会があったというふうに、私もその場に参加させてもらいましたが。確かその場では昨年11月24日ですが、職員向けの説明会では公表するというふうに病院職員の前で発言されたと思うんですが、これから検討するという今の答弁ですと、その辺のずれが相当あると思うんですが。

○総合病院事務長（齋藤眞弘君） 議長、総合病院事務長。

○議長（能登谷正人君） 病院事務長。

○総合病院事務長（齋藤眞弘君） 病院としてというか、私としては議会に報告するということは公表するというふうに捉えておりました。

○議長（能登谷正人君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時12分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

○総合病院事務長（齋藤眞弘君） 議長、総合病院事務長。

○議長（能登谷正人君） 病院事務長。

○総合病院事務長（齋藤眞弘君） 今、岡島議員からご質問がありました調査報告書の公開についてでありますけども。私先ほどの答弁で議会に報告することを公開というふうに判断したという答弁をいたしましたけども、職員説明会または全員協議会におきまして、どういう形、要約版になるのか全部かはわかりませんが、これについて病院として、広報なりホームページを使って公開をするということをしてしたいと思いますので、ご理解をしていただきたいと思います。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 町長にお伺いします。なぜ1 カ月で幕を引こうとしているのですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） この件に関してはですね、この減給だとか処罰がですね、幕を引くという事にはならないと私は考えています。これはですね、私たちはしっかりとこのことを受け止めて、これからはずっとですね、病院、先ほど言いましたとおりですね、住民または地域医療をですね、しっかりとこの医療を続けていくということと、安心を出来る病院にするということが、このことに対しての反省を含めてのあり方だと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 1 月 25 日の全員協議会の時に、町長は1 カ月 50%をやりたいというか、1 ヶ月 50%の減給ということで自分はそれでいきたいんだっていう形ではありましたが、私たちの方で未来の町長になる方たちにとってもそれは重過ぎるのではないかと、このので、発言をいたしました。しかしですね、私本当は1 カ月分の削減率を下げて、それを自分ではですね、20%3 カ月が良いんじゃないかと。50%より結果は重くなりますよね。で、1 カ月で 30%でっていうのが、その幕を引くわけではないっていう町長の発言は分かりますけれども、10%3 カ月でも 10%半年でもですね、その1 カ月だけで終わらせるのではなくてですね、私はその毎月の減給を見て今後どうしていったら良いんだろうという、その責任の重大さというものをですね、月数で持ってもですね、高めていただきたいというふうに思ったわけでありました。しかしながらやっぱり 50%っていうのは重いと思いましたが、今後の方のことも考えて率は少ない方がいいのではないかと、このように言ったわけなんです。で、町長の処分については理解はいたしますものの、今回は町長の条例ですから、懲戒審査委員会ですか、そっちの方は意見を言ってもしょうがないっていうところがあります。こちらで意見を言っても、委員会の中でもう決定されたことだと思いますので。提言という形にもならないと思いますけども、やはり審査委員会の中で決められた

内容については、私は不満であります。その点でそういう処分に至った経緯っていいですか、なぜそれを、重い軽いで言えばその今回決まったものをですね、どちらの方にお考えですか。これは町長でも副町長でも構いませんので、お答えください。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） このですね、本当にこの処分問題というのは大変難しい問題だなと思っています。先ほどの私の処分でありますけども、私はこのけじめをつけるとか、ここで幕引きということは一切考えていません。これからですね、このことをしっかりと私も含めて、病院関係者とともにこのことをしっかりと踏まえて次に繋げていこうと。これはこれからずっと続くものと考えています。また職員の処分につきましてもですね、重いか軽いかということでありまして、やはり職員の皆様はですね、生活をしていくということを考えると大変重い処分じゃないのかなと思っています。私とはちょっと違うのではないかなという思いでありますので。ただ、処分することが全てでなくて、これから改善しながら進むことがですね、何回も言いますけども、信頼できる病院とすることが一番肝心なことと考えております。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 町長として、もう一度その審査委員会をやり直せっていうお考えはありませんか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 審査委員会が私に答申をして私が決定をしたものでありますので、これをですね、これからまた審査委員会にかけるということはありません。

○12 番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12 番（千葉 隆君） 審査委員会の関係も今議論をされたんですけども、まずはっきりしておきたいのは、この今回の条例、この議案はですね、特別職たる町長の 30%を減額する議論でありますから。まず議会の立場として、その審査会の執行権ですね、執行権にかかわることですから、職員の処分等々の執行権にかかわることについては、議会としての議決権もなければですね、執行権もないということをまず改めて表明していきたいなというふうに思います。

その上で私自身は 30%が現状においては妥当でないかなというふうに考えております。それはですね、地方自治法上やはり過去の事例、あるいは他の町村の部分含めてですね、いろいろと検討しなければならないということは先ほど来答弁されておりますけれども。やはり一番重要なことはですね、未来にわたって相当数の重い処分を職員の方にした場合ですね、職権の乱用ということでの対応もしていかなければいけないという事例もございますので。そういった地方自治法に基づいた適正なる考え方を示すということが、一方大

切だろうというふうに思います。ただ、議員の皆さんが今質問したり、あるいは 30%が良
いだろう、あるいは 50%が妥当だ、それ以上の部分も考えるべきだということを縷々質問
をされているのは、やはり調査報告書の一番本質があると思うんですね。つまりは 30%が
いいとか、50%がいいとか、それは本質ではないと思うんですよ。総合病院、つまりは医
師を頂点とした病院がですね、やはり下の職員が意を持って報告書に書かれている一番重
要な部分はですね、今回の事件で上層部の責任は非常に重いということを答申した、その
ことだと思うんですね。そこでその上層部の人たちが、本当に自分たちが責任重いと感
じているのか、感じていないのか。そのことが薄いと感じていたらですね、今の状況は駄目
だと言うだろうし。本当に感じているんだなと思えばですね、その処分でいいというふう
な議論を今していると思うんですよ。そこで町民はどういうふうに考えているかという
とですね、やはりそういったことも含めて、今反対討論ございますので、と思いますので。
自分は賛成討論の中で表明していきたいと思いますけれども。いずれにしても当事者がで
すね、上層部の責任が重いという報告書を書いた中で、そのことについて町長は、今運営
してきた上層部の人が本当にそのことを強く感じ得て今執行しているのか。1点伺いたい
と思います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 今ですね、千葉議員から発言あったとおりですね、上層部の責任
は重いということで、私たちもそう感じながらですね、今本当に感じてやっているところ
であります。

また病院の関係者につきましてもですね、院長先生はお辞めになるということを決めて
今進んでいますけども、その他の職員についてもですね、今幾度となく会議を持ちながら、
また責任を持ちながらですね、これから本当に良い病院にしていこうということを肝に銘じ
ながら今やっている途中でありますので。

次の院長先生が来てですね、またいろんな部分で皆さんの目に見えるような形で、病院
も変わってきたなと思われる病院にする上で努力をしてまいる所存でありますので、ご理
解をお願いをいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」「あり」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

○6番（掛村和男君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 掛村君。

○6番（掛村和男君） 緊張して喉が渇いています。

それでは討論に入ります。まずもって、議案第4号町長の給料特例に関する条例。これについては反対をいたします。そういう立場で討論をいたします。

現在、今までの議論を聞いておりますと、病院、特に特化した具体的な話が出ております。これによりますと、病院とは書いてないですね、町長の給料の特例に関する条例と。私はですね、これまで病院も勿論そうですけれども、熊石地区17年間にわたる住宅の過誤問題、これについてもきちっとした決着をしております。それから、病院に絡めば医師の交通事故の問題もあやふやなまま、何ら解決をされておられません。要するに町長、町長は責任を取る気がないと。八雲町長は責任の取らない町なんだと。あなたは成人式あるいは学校などで、子供たちに希望や将来について述べておりませんか。恥ずかしくないですか。ちゃんと責任の取れること、重要なことなど、これは絶対大切なんですよ。それを何とかかんとか小さくしようと、こういう意図があまりにも見え見えです。私はそう思います。ですから、今回具体的にはいろいろ議論はあるでしょうけども、30%1カ月とか、私は本音で言いますと、全給1年間です。そのくらいの覚悟を示せというのが本当です。それから看護師の問題等につきましては千葉議員からも相当詳しく聞いておりますけども。いわゆるこれは、伏魔殿ですね。もうああいうどろどろとした社会・組織、しかも組織の長とか権利のある人がそれをやったら、下はいたたまれないですよ、やっていられないですよ。だから、そういう問題を常に抱えていると。それで三澤議員の言うようにはっきり辞職をすると、全ての面で責任を取ってやめると言っていないわけですから、これも非常に不満であります。

それで、少し長くなりましたけども、そういう全体的な行政全体で言うと、タガが緩んで外れているんですよこれ。あなたたち皆。今回だって副町長は何も処罰の対象になっていないでしょ、給料も。そういうことも含めて、一部分だけがそれなりのことをやると。こんなものでは駄目なんです。だからタガが外れているんですあなた、緩んでいるんでなくて外れています。これは政治生命をかけてやっぱり立て直しほしいと。ここに責任という命を張ってやってほしいと私は思うんですよ。私は年代的にちょっと古いですけども、団塊世代ですけども、やっぱり責任ということには凄く重きを置いています。そのように子供にも教育をしてきたつもりです。行政がそこから逃げては駄目です。それで長くなって申し訳ありませんけれども、本議案第4号については審議未了とし、再度提出するよう求めます。この件について、ぜひ各議員については賛同いただきますよう、一つよろしく願いを申し上げます。以上で反対討論を終わります。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

○12番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12番（千葉 隆君） 議案第4号八雲町長の給料の特例に関する条例案について、賛成の立場で賛成討論をさせていただきます。

町長の答弁の中で今、この議案がですね、最終結果でないという発言をいただきました。まさに病院の再生はこれからが本番であるというふうに思います。そのためには、理事者

も議会もですね一体となってですね、今後も病院の経営の状況、あるいはこれまで犯してきた事件のことの部分も含めてですね、しっかりと責任を果たしていかなければならないというふうに思っております。この間の経緯の中で、先ほど来議論されておりますけれども、若干、欠落している部分もあるというふうに思います。事件が私ども議会に全員協議会の場で報告があったのは、昨年の5月頃だったと思いますけれども。その場でですね報告を聞いて、理事者を置かないで私ども議会で議論をさせていただきました。単なる報告だけに終わらせてはいけないということで、しっかりと議会の意思を文章に示して、理事者にその考え方を示していくべきだというふうに結論を得たはずでございます。その中には病院の経営の問題、それから将来の行く末の部分も含めてですね、しっかりと理事者あるいは運営の責任者である院長を含めた皆さんに提言をさせていただいております。その末尾にもですね、重大なことも記載をさせていただきましたし、その中では全員の議員がですね、文書を作成する委員を指名をしてですね、その後も委員の補強をしながら、そして最終的には皆さんの了承を得て文書を作成したところでございます。その文書の一番最後には、これまでの形式的な行政処分では終わることなくですね、町民が納得できる責任のあり方を私たちは問いました。それは行政処分はですね、先ほど来言ったように、これまでの行政実例も含めて限度がある。そうでない部分に総合病院の本質があるんだというふうに私たちは理解していたはずでございます。その後、非公式ではございましたけれども、議長と院長の会談があつて、病院運営の最高責任者たる院長の職責は大変重い、その中では一方責任のあり方も明言をされて、空白を残すことなく次の体制のことに縷々詳細に議員の方々にもご説明をさせていただきました。その時点は6月だったはずでございます。そのことをもってですね、この総合病院を新たな体制、そして新たな組織として生まれ変わるような状況をつくるということで、若干経営のですね、この事件に対する調査委員会の状況がですね、5ヶ月、6カ月経ったと思いますけれども、まさに思い起こせばですね、しっかりと5月、6月の段階で私たちが求めてきたものがですね、今これから動き出そうとしているわけでございます。

つまりは、この今の処分やこの条例案が可決することが最終段階ではなくてですね、今後本当にですね、再生する総合病院がどうあるのか。その反省の上に立たなければならぬ1つの大きな要因としては、皆さんがご指摘しているように当事者だった看護師さんたちの犠牲を払ってですね、病院を再生しなければいけないということを強く私たちの胸に刻んでいかなければいけないと同時に、理事者である皆さん、そして病院の上層部の皆さんもですね、そのことをしっかりと認識をしなければならないという視点に立ってですね、今後共々ですね、病院の再生に力を尽くしていかなければならないというふうな思いでございます。この条例案の可決をスタートにして、皆さんと共に病院再生に願いたいと思いますので、賛成討論に変えさせていただきます。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に反対の方の発言を許します。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5 番（三澤公雄君） 反対の立場で討論させていただきます。

ただいま副議長の方から、議会はこの報告を受けてからずっと病院の再生について考えてきたこと。そして病院再生にこれからも尽力していく事を述べていただきました。このことはまさしくその通りで、これから 16 人、これからでなくてこれまでもやってきました。10 月にはどこの大学だったっけ、大学から先生も呼びまして病院をどうやって盛り上げていくかという勉強会を開いて、町民、そして職員の方とも一緒に話し合ってきました。これは総合病院をどう再生させるかということを議会が真剣に考えてきた証でございます。そこにさらに勢いというか、町側からもですね、今回の処分案はですね、広く町民や対外的に八雲総合病院は変わるんだという花火を上げるという、僕は非常に大切な機会だと思うんです。これを逃してしまう処分案だということを感じます。副町長を委員長とする審査委員会の報告を、町長は受け取った時に多分これじゃ足りないと思ったんでしょう、だから自らのパフォーマンスで 50%を提案したんだと思います。もう記憶にはないのかもしれませんが、多分民間経営者の直感としてそれが働いたんだと思います。インパクトがない非常に、いわゆる当たり障りのない責任のうやむやな職員の処分案だと思います。もう 1 回これをですね、差し戻すのは議会の役目です。町行政がその歩みを間違おうとしている時に、それを止めるのは我々議会です。この本会議でその議会がそれを示せるかどうか。病院の再生にこれからも尽力するという姿を見せてきたつもりですけども、これとて今後、町民に信頼されない議会であるならば、どれだけ汗を流しても結果はついてこないでしょう。それが今、試されています。責任を取らずに辞めていこうとしていく院長を許すのか。今後、下のものの上申、訴えてきたことを取り上げなかった事務長もこの程度の処分です済みますのか。また、下からの声を受け、必死の思いで訴えた看護師長も事務長と同じ処分を受けるとこの矛盾を許すのか。非常に言葉を加えて、説明を加えていかなければ町民は納得しない程度の処分案をこの議会が通してしまつては、今後総合病院を再生させるために我々が何をしようが、今まで以上に説明を加えなければ信頼されないところからスタートしてしまいます。この議案第 4 号、町長の処分案ではですね、そういった非常に重い意味を含めておりますので、ここは否決するに値すると思います。是非、今日出席の議員は今後真剣に病院問題に立ち向かっていく、総合病院をどう盛り上げていくか必死に考えていくという活動を続けていく上では、この議案は否決しなければいけないということに、是非ご理解していただきたいと思います。

以上をもって三澤公雄の反対討論を終わります。ご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他に討論ございませんか。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） まず賛成の方いませんね。それでは佐藤さん。反対の。

○1 番（佐藤智子君） 私の反対討論を行います。

今までの掛村さんや三澤さんとはちょっと意見が違うってことで、やはり発言させていただきたいなと思ってここに立ちました。町長は私は十分に責任を感じていると思っております。しかしながら、やはり自分はですね、町長は 20%3 カ月くらいやった方がいいの

ではないかなというふうに思っております。院長の 10% 2 カ月も少ないと思っております。町長と同じぐらいでいいと思います。今後、少なからずこの議会の中で反対の意見があったということを重く受けとめて町長部局としてですね、町長だけが責任を大きく、大きく背負うのではなく、町長部局として総合病院の再出発をしてほしいと思います。一生懸命訴えてきた人たちの意見が無にならないような病院運営を今後していただきたいと思います。

以上で反対討論を終わります。

○議長（能登谷正人君） 他に討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたしまして、私からも一言、申し上げます。

休憩 午前 11 時 45 分

《休憩中の発言》

●議長（能登谷正人君） ただ今、町長の給与減額にかかる条例案が可決され、先日全員協議会で報告された職員の処分と合わせ、昨年起きた総合病院の薬物の不祥事に対する問題に一応のけじめがついた形となります。だからと言って、この度の問題で総合病院が失った信用を取り戻せたわけではなく、総合病院で働く多くの職員が受けたダメージが払拭されたわけでもありません。この度の問題はそれぞれの処分の内容で補うものではなく、これからいかに総合病院を立て直していくかによって示されるものと思います。町民のお叱りや不満の声に真摯に耳を傾け、全ての職員が共通の思いで信頼される病院づくりに取り組んでいただきたいと思います。

そして役場職員も、病院の問題としてではなく八雲町の問題と捉え、心をひとつにして行動をしていただきたい。我々議員は町民から負託を受けた身として、時には厳しい言葉で追求することもあります。八雲総合病院が町民の皆様やご利用いただいている患者の皆様、心から信頼される病院になるようにとの思いは同じであり、これからは八雲総合病院の応援団として出来る限りの声援を送りたいと思っております。町長におかれましては、二度とそのようなことが起きないよう、これまでの概念に捉われることなく、いかに町民と病院、そして行政が一緒になって八雲総合病院の未来を考えられるか。そもそもの組織のあり方を見直すなど、新しい八雲総合病院として 1 日も早く生まれ変わるよう、全力で取り組んでいただくことを申し上げます。

再開 午前 11 時 48 分

○議長（能登谷正人君） それでは再開をいたしまして、会議を続けます。

◎ 日程第 6 議案第 5 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 6 議案第 5 号八雲町地域会館等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○企画振興課長（萬谷俊美君） 議長、企画振興課長。

○議長（能登谷正人君） 企画振興課長。

○企画振興課長（萬谷俊美君） それでは、議案第 5 号八雲町地域会館等条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

議案書は 12 ページになります。本条例の改正理由ですが、地域会館の維持管理費用が電気料金の値上げなどで増加していることや、葬儀での利用も減少して会館運営が厳しいことから指定管理者が利用料金を改定するに当たり、利用料金の上限を撤廃しようとするものでございます。また、熊石地域の会館管理にきまして合併後も町の直営で管理してこれまで行ってきましたが、平成 28 年度より八雲地域の会館と同様に指定管理者による管理とすることで関係団体との調整が整ったことから、八雲町地域会館等条例を改正しようとするものでございます。

それでは議案書の 12 ページの改正内容でございますが、第 17 条第 2 項利用料金の下線部、1 回の利用につき 5 万円の範囲内においてを削除し、上限金額をなくするものでございます。次に、第 2 条に定める別表第 1 の会館の名称及び位置について、栄浜会館の次に熊石地域会館の名称、位置を加えるもので、熊石折戸振興会館、八雲町熊石折戸町 41 番地 1 以下太線で囲まれた 10 の地域会館を加えるものでございます。

附則として、この条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行し、第 2 号として八雲町熊石地域会館等条例は廃止するものでございます。

以上、簡単ではございますが議案第 5 号八雲町地域会館等条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 7 承認第 2 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 7 承認第 2 号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。本件は平成 27 年度八雲町一般会計補正予算（第 11 号）を専決処分したことに對する承認でございます。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 承認第 2 号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。議案書 53 ページからご覧願います。本件は地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 27 年度八雲町一般会計補正予算（第 11 号）について、平成 27 年 12 月 29 日専決処分をしましたので、同条第 3 項の規定により承認を求めるものであります。補正第 11 号はふるさと応援寄付金奨励事業費予算の追加であり、本事業の予算は先の 12 月の平成 27 年第 4 回定例会において、第 9 号及び第 10 号補正により予算の追加をしたところでありましたが、その後寄附者の動向を推察すれば、平成 27 年分の確定申告における寄附金控除の適用、すなわち寄附金の期限である 12 月末を見据えた駆け込み並びに返戻記念品のお歳暮への利用。一方、八雲町側では記念品を提供する地元業者の努力などから寄附金が急増し、先の補正時に想定した年間寄附金総額を大幅に上回ることが判明し、記念品の用意、寄附金事務代行業費など全般にわたり既定予算を超過することから、予算の追加補正の必要が生じたものであります。加えて平成 27 年の税制改正により、ふるさと納税の申告特例、いわゆるワンストップ特例が開始され、寄附者により変わり寄付先の団体、すなわち八雲町が寄附者の住所地の課税市町村等に寄付金控除申告特例通知書を平成 28 年 1 月末までに送付する必要があり、それら事務の執行にかかわる予算の確保について急を要したことから、平成 27 年 12 月 29 日付で専決処分したものであり、ご理解を賜りたいと思います。

それでは平成 27 年度八雲町一般会計補正予算（第 11 号）について説明します。議案書 55 ページであります。この度の補正は歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに 1 億 8,177 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 139 億 9,572 万 3,000 人にしたものであります。

それでは事項別明細書により歳出から説明します。議案書 59 ページ下段であります。2 款総務費、1 款総務管理費、12 目地域振興対策費 1 億 8,177 万 7,000 円の追加は、ふるさと応援寄付金奨励事業追加であり、先のとおり平成 27 年度の町外からのふるさと応援寄付金の見込みを 2 万 5,493 件、2 億 6,468 万 7,000 円から、3 万 6,483 件、3 億 7,980 万 9,000 円相当に修正し、1 万 990 件、1 億 1,512 万 2,000 円の増額に合わせた予算とするもので、

7 節賃金から 13 節委託料まで増加に対応する記念品及び事務経費の追加、25 節積立金に 1 億 1,512 万 2,000 円の追加をしたものであります。以上、補正する歳出の合計は 1 億 8,177 万 7,000 円の追加であります。

続いて歳入であります。議案書同じく 59 ページ上段であります。10 款、1 項、1 目地方交付税 2,365 万 5,000 円の追加は、歳出に対応した普通交付税であります。17 款、1 項寄附金、2 目ふるさと応援寄付金、1 億 1,512 万 2,000 円の追加は、歳出で説明しましたふるさと応援寄付金の増加見込額であります。18 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 4,300 万円の追加は、寄附者への返戻記念品に要する費用に相当した財政調整基金からの繰入で、次年度以降、ふるさと寄附金を各種行政施策の財源として充当することにより、本来用意すべき一般財源の軽減すなわち一般財源である財政調整基金の繰り入れの軽減につながるものであり、財政調整基金の年度間の財政調整機能を活用するものでありますのでご理解をお願いをします。

以上、補正する歳入の合計は歳出と同額の 1 億 8,177 万 7,000 円の追加であります。これで承認第 2 号平成 27 年度八雲町一般会計補正予算（第 11 号）の説明といたします。よろしくお願いします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 58 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第 8 議案第 6 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 8 議案第 6 号平成 27 年度八雲町一般会計補正予算（第

12 号) を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議案第 6 号平成 27 年度八雲町一般会計補正予算（第 12 号）について説明いたします。

議案書 13 ページであります。この度の補正は歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債の補正であります。歳入歳出予算の補正は歳入歳出それぞれから 1,295 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 139 億 8,277 万円にしようとするものであり、八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正他 2 条例の改正などに伴う人件費、特別会計繰出金の補正、その他 3 事業に係る補正であります。

それでは事項別明細書により歳出から説明いたします。議案書 22 ページであります。1 款、1 項、1 目議会費 36 万 9,000 円の追加は、左記の通り条例改正に伴う議員期末手当の支給額の不足分に対応した計上であります。3 款民生費、1 項社会福祉費、3 目高齢者福祉費 161 万 7,000 円の追加は、介護保険事業特別会計への繰出金であり、先の通り条例改正に伴う人件費の追加他、保険給付費の追加であり、内容につきましては当該特別会計の補正予算議案で説明いたします。4 款衛生費、1 項保健衛生費、9 目簡易水道事業費 230 万円の減額は八雲地域簡易水道事業特別会計繰出金で、地方債の追加に伴うものであり、内容につきましては当該特別会計の補正予算議案で説明いたします。8 款土木費、2 項道路橋りょう費、4 目道路新設改良費は町道整備事業債を 370 万円増額に変更することに伴う財源内訳の変更であります。5 目橋りょう維持費 804 万 2,000 円の減額は、道路橋りょうの長寿命化修繕事業に関わり、当初予算においては起債を見込んでいなかったものがありますが、北海道などとの協議の結果、過疎対策事業債が認められることとなったため、事業実績を勘案し、その起債額を充当しつつ委託料及び工事経費を減額するものであります。なお、本事業の工事は富咲地区の 2 橋について 2 月末を工期としておりますが、桁の塗装工事等が主体であり、機械の使用が限られることから、町の鳥でありますオオワシ・オジロワシに影響がないものと考えていたところですが、日本野鳥の会から工事による影響について懸念が寄せられましたので、工事実施を 3 月以降、6 月ごろまでの工期といたしたく繰越明許費の設定をしようとするものであります。8 款土木費、4 項都市計画費、3 目下水路費 161 万 5,000 円の追加は、元町の真萩ポンプ場の補修工事であり、当該ポンプ場の点検においてポンプの起動不良が判明し、3 月の融雪期の遊楽部川の増水時に備え、その補修が喫緊であることから急遽必要額を追加しようとするものであります。議案書の 24 ページとなります。14 款、1 項職員費、1 目職員給与費、2 節給料及び 3 節職員手当等における 924 万 9,000 円の追加、3 目諸費、4 節共済費 1,546 万 1,000 円の減額は、先のとおり条例改正に伴う給料・勤勉手当の改正並びに決算見込を勘案した補正であります。

以上、補正する歳出の合計は1,295万3,000円の減額であります。

続いて歳入であります。議案書の20ページとなります。10款、1項、1目地方交付税28万3,000円の追加は歳出に対応した普通交付税であります。14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金523万6,000円の減額は、歳出で説明いたしました道路長寿命化修繕事業にかかる補助金で、事業実績を見込んだ減額であります。18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2,700万円の減額は、今回の人件費補正及び起債の増額などにより捻出出来た財源をこれまで普通建設事業他各種施策の財源として計上した財政調整基金の繰入金を2,700万円減額の8億8,600万円とし、後年度の財源不足、財政運営の円滑化に資そうとするものであります。21款、1項町債、4目土木債1,900万円の追加は、昨年度から本年度にかけて実施した町道大新線舗装改良事業の完了に伴う起債額の整理から町道整備事業債370万円の追加、歳出で説明いたしました道路長寿命化修繕事業に対する起債の追加1,530万円であります。

以上、補正する歳入の合計は歳出と同額の1,295万3,000円の減額であります。

次に繰越明許費の補正であります。議案書16ページであります。第2表繰越明許費の補正は8款土木費、2項道路橋りょう費、道路長寿命化修繕事業で歳出で説明したとおり工期を6月ごろまで延長するために設定しようとするものであり、限度額は1,575万9,000円であります。

次に地方債の補正であります。議案書17ページであります。第3表の上段、地方債の追加は道路長寿命化修繕事業で、限度額を1,530万円として設定しようとするものであります。下段の地方債の変更は町道整備事業で、780万円を1,150万円とし、地方債の総額を15億7,510万2,000円から15億9,410万2,000円としようとするものであります。

以上で議案第6号平成27年度八雲町一般会計補正予算(第12号)の説明といたします。よろしくをお願いします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○12番(千葉 隆君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 千葉君。

○12番(千葉 隆君) 8款土木費の橋りょうの工期延長に関してなんですけれども。この工事自体はそんなに大規模な工事でないというふうに認識していますし、工期を延長するのは日本野鳥の会からの申し入れということで今ご説明を受けて、町の指定をしているオオワシ・オジロワシへの影響という事なんですけれども。逆にどういう時にですね、工事を延期するかという基準なんですけれども。逆に例えばですね、自然災害、例えば地震などが起きてですね、冬期間の1月、2月に早急に復旧しなければならないという大規模工事が起きた場合、しかしオジロワシ・オオワシに影響するから申し入れたらですね、延期しなきゃならないという判断に立つのか。その辺のめり張りがよく、検討していかなければならない問題も出てくると思うんですよね。で、今回の部分についても冬期間、逆に言えば働くものの立場からすればですね、なかなか工事が無い中で、そういう工事がある

ことによって雇用されるということでは大変、冬期間の工事があること自体が大変ありがたいという声も一方ではあります。だからそういったことも総合的に勘案しながらですね、どういう場面で工期を延期するという基準がですね、よく分からないんですけども。先ほど冒頭言ったように災害復旧とか、大規模の工事になった時にでもですね、やっぱり1月、2月に工事しなければならない状況であっても、そういう申し出があった場合は延期をするんでしょうか。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） ただいまの千葉議員の質問でございますが。工期延期の理由といたしますか、どういった時に工期を変更するのかと。例えば緊急事態だとか、そういった場合の工事でも工期を変更するのかということかと思えますけれども。今回の場合につきましても橋梁の長寿命化の工事でありまして、その中でも国の予算づけも含めまして長寿命化の改修工事のランクも実は何段階かあります。その中でも八雲町で予定しているこの工事につきましては、それこそ通れないくらいの橋梁の状態ではないということでありまして、年次計画を立てながら予算要求をしておりますので。一般の工事とは確かに違う面もありまして、早急に改修工事をやらなければならないというのが基本でありますけれども、先ほど申し上げましたとおりその橋梁自体がですね、もう例えば穴が空いたとか桁がもう壊れているとか、そんな状況ではないものですから。今回の工期の延長した理由のきっかけとなった町の鳥、いわゆる町鳥といたしますか、オジロワシそれからオオワシの飛来というのが予想されておまして。当初の工法の中では桁の下に吊り足場を設けて、それをシート等で覆って鳥にもそんなに迷惑をかけないというか、支障にならないというふうに思っておまして、発注計画を立てておりました。しかしながら一住民の方からですね、これでも人が中に出入りしたりちょっと音がしたりということで影響があるのではないかという指摘を受けまして、日本野鳥の会の方、上部団体の方とも協議をさせていただいた結果、出来るものであれば工期を延長してほしいという要請がございまして。道との相談、協議もしました結果、工期延長につきましては認められたという内容になってございます。

○12番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12番（千葉 隆君） 今回の判断についてはそうせざるを得ないのかなというふうに思っていますし、ただ一定程度歯止めをかけるわけじゃないですけども、ある程度の基準的な考えを示しながらしていかなければ、通常の自分の認識としては、オオワシ・オジロワシも人の影を見ただけで実はその場所から飛来というか、飛んで行ってしまうんですね。音も関係あるけれども。そうすることからすると、もう大きな遊楽部川の上流の広範囲にわたって立入禁止地域になってしまうんでないのかという状況もですね、工事だけでなくいろいろな他の影響もありますし。

そこの地域には当然地域住民の人たちもおりますから、常にいろいろな河川の関係でな

くても、河川の近くで業を営んでいる方もおりますし、そういった方への影響も出てきますので。当然、工事関係については先ほど言いましたように、いろいろな工法もあるけれども、やはり緊急避難的な場合には、やっぱりそちらの方も考えていくってことをね、一方基準値に置きながら、やっぱり工期というのは考えていってほしいなというふうに思いますので。再度その辺、緊急避難的な工事がある場合は工期等には影響しないような対応策をとる考え方なのか、伺っていきたいと思います。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） 千葉委員のただいまの再質問でございますけれども。勿論人命だとか、どうしても災害復旧等々を含めてすぐに、やはりやらなければならない工事っていうのはあるかと思います。そういう場合につきましては、勿論工事の方を優先させて実施するというのが基本でございます。ただその中でも、今のような自然環境との兼ね合いでどうしても緊急の場合の工事と天秤に乗っけるわけではありませんけれども、そういった場合につきましても、やはり工事の方を優先させていただくという理解を関係者と協議をしながら進めていくというふうには思っております。よろしくお願い致します。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 今回の補正予算、これはこれで処理されていると思うんですけども。そこでね、給与の条例の一部、議案1番から4番まで。これ前段でもう終わった事なんですけれども。そこで説明の中で、人事院勧告があったから給与を改正をするというふうな説明されているんですけども。一方、人勧もそうですけれども、八雲町全体の財政が好転したんだというふうなとらまえ方されるやにも見受けられるんですけども。この辺どのような見方をしていけばいいのかどうか、お聞かせ願いたいんですけど。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議員おっしゃる意味合いはよくわかります。職員の給与を上げる、改定して増ということですから、財政事情に余裕がないのであれば当然そういうようなことは出来ないだろうという観点からすれば、そういうような意見も出るかと思います。確かにそういうような見方をする方もいるかと思いますが、議員よくご存知かと思いますが、八雲町の財政事情決して良くないわけでありまして、その中でこの人件費の制度改正に伴う分を財源的に捻出したというのが実態であります。人件費については総務課長の先ほどの条例提案の中でもありましたけれども、法に基づく民間給与との格差分を補てんするというような形での、あくまでも人件費の給与の改正でありますから。我々もそうですけれども、職員それぞれの生活を守るという中でいけばですね、給与による補償はよっぽど財政事情がなければ完全に補償していくべきだというのが、本来の地方公務員法なりの趣旨だと思いますので。今回については財政状況が決して良くないわけでありま

すけども、人件費分を捻出したということです。勿論いままでも給与の独自削減してきたところでもあります。その辺についてはですね、やはり非常宣言を起こしたというようなこともありましたし、東日本大震災があったというなことがあり、それこそ財政出動が伴う、財政的な余裕を設けなきゃならないというような非常手段だというようなことで、これまでも時の町長なりが説明してきたと思います。そういうような観点で、今回は決して財政状況が好転したわけではありませんけども、生活を保障するという法の趣旨の観点から条例を改正し、その分の給与の財源を確保したということです。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） そうなると民間の格差云々ということで、生活の保障云々という。私もこのカットしていた独自削減の時代ですよ。私も議員も期末手当 36 万 9,000 円ほど補正対応してもらっているんですけども。そこでね、私民間だったら景気が良くなって、今までだったら景気悪いから社長の給料も従業員の給料もある程度頭おさえようということで経営しているわけですよ。で、ある時期ちょっと良くなったと。会社の中身がよくなったと。じゃあ今まで独自削減やっていたものを、これじゃあ戻そうよということで、景気ってということが前提にあるわけなんですよ、我々民間でいくと。そうすると、じゃあ行政はどうするかということになると、必ず財政が厳しいからという言葉を使いますよね。財政が厳しいから我慢してくださいとか、八雲町の財政が大変なんだということで、我慢してくださいということずっと今まで引っ張ってきたわけだ。ところがここに来て、人件費も上げるよということになると、この財政が厳しいから我慢してくれという表現が、微妙に私変えていかなければならないと思うんですよ、町長。だから人件費が上がった。私は八雲の財政は好転したと認識している 1 人なんです。そうすると今度から使えない言葉、財政が厳しいから我慢してくれという言葉っていうのは、私はここに来て微妙に変わっていかなければならない時期だと思うんですけども。その辺の見解についてどのようなお考えをお持ちかどうか、お聞かせ願いたいんですけども。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 今ですね、田中議員から民間の考え方を聞きました。私もですね、民間の経営者として経営してきました。それはいろんな民間もですね考え方があろうと思います。私もですね、大変会社が苦しくてもですね、やはり職員又は従業員のために給料を払っていくという事もあるだろうし、いろんな場面が民間もあると考えています。確かに、厳しいからという言葉は枕詞みたくなくてですね、大変住民に対しても抑制するような言葉なので、これからですね慎重に気をつけながら、話し合い等々進める時にはなるべく使わないようにいきたいと考えます。ご理解をお願いいたします。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 私もそうだと思うんですよ、町長。今までずっとお金がないか

らすべからく町民に対して我慢させてきた分野っていうのはたくさんあったと思うんですよ。だからなるべく町長を始め、これからも町長部局においては財政が厳しいからという言葉は私はね、もう枕詞はもうこの辺で、もうそろそろ使えなくなっている時代だと思うんですよ。だから今後も幹部職員の方々、予算がないというのと財政が厳しいからというのは全然違いますからね。この辺をお互いに共有しながら、副町長何か不満のような態度していますけれども。まあ、これからね、そういうスタンスで町政を運営していないと。それを期待していますので、頑張ってください。以上です。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 9 議案第 7 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 9 議案第 7 号平成 27 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議案第 7 号平成 27 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 6 号）についてご説明申し上げます。

議案書 28 ページでございます。この度の補正は介護サービス等の利用の増加により予算に不足が見込まれるため、並びに議案第 3 号の一般職員の給与に関する条例の一部改正に伴う職員給与費等の補正で、介護保険事業特別会計歳入歳出予算の保険事業勘定総額に歳入歳出それぞれ 846 万 2,000 円を追加し、サービス事業勘定総額に歳入歳出それぞれ 48 万 6,000 円を追加し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を 16 億 1,419 万 5,000 円とし、サービス事業勘定の総額を 1 億 2,028 万 6,000 円にしようとするものでございます。

それでは最初に保険事業勘定について、事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。議案書 37 ページをご覧ください。2 款保険給付費、2 項介護予防サービス等諸費、5 目介護予防サービス計画給付費 68 万円の追加。6 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費 761 万円の追加。2 目特定入所者介護予防サービス費 8 万 8,000

円の追加は、平成 27 年 12 月までの給付実績から現行予算に不足が生じることが見込まれることから増額補正しようとするものでございます。3 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業任意事業費、2 目総合相談権利養護事業費 4 万 5,000 円の追加は、人事院勧告に伴う 1 人分の職員給与費の補正で、2 節給料で 3 万円、3 節職員手当等で 1 万 5,000 円を増額補正しようとするものでございます。3 目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費 3 万 9,000 円の追加は、人事院勧告に伴う 1 人分の職員給与費の補正で、2 節給料で 4,000 円、3 節職員手当等で 3 万 5,000 円を増額補正しようとするものでございます。

これに対応する歳入についてご説明申し上げます。議案書 35 ページをご覧ください。4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金 167 万 5,000 円の追加は、歳出でご説明いたしました介護給付費にかかる国の負担金で、追加分給付費の 20%相当額の計上でございます。2 項国庫補助金、1 目調整交付金 69 万 5,000 円の追加は国の調整交付金で、追加分給付費の 8.3%相当額の計上でございます。5 款、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金 234 万 5,000 円の追加は 2 号被保険者にかかる負担金で、追加分給付費の 28%相当額の計上でございます。6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金 104 万 7,000 円の追加は道の負担金で、追加分給付費の 12.5%相当額の計上でございます。8 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金 104 万 7,000 円の追加は町が負担すべき一般会計からの繰入金で、追加分給付費の 12.5%相当額の計上でございます。4 目その他一般会計繰入金 8 万 4,000 円の追加は、人事院勧告に伴う職員給与費の追加による職員給与費等繰入金でございます。2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金 156 万 9,000 円の追加は、介護給付費の不足が見込まれることによる追加分給付費に対し、介護給付費準備基金で歳出に対応しようとするものでございます。以上、保険事業勘定の説明とさせていただきます。

続きまして、サービス事業勘定について事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。議案書 39 ページの中段をご覧ください。1 款サービス事業費、2 項居宅介護支援事業費、2 目介護予防支援事業費 48 万 6,000 円の追加は人事院勧告及び新たに扶養手当が追加されたことに伴う期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の増による 1 人分の職員給与費の補正で、3 節職員手当等で 48 万 6,000 円を増額補正しようとするものでございます。

これに対応する歳入についてご説明申し上げます。議案書同じページの上段をご覧ください。2 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 48 万 6,000 円の追加は一般会計からの繰入金で、歳出に対応しようとするものでございます。

以上、議案第 7 号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○12 番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12 番（千葉 隆君） 29 ページの保険事業勘定の部分の歳出の部分。6 項の特定入所者介護サービス費等費の部分で、だいたいアバウトというか、8,800 万くらいの部分が 700 万

の補正を組むということで1割増なんですけれども。特定入所者というと八雲町で言えば1施設なんですけれども。この部分です、通常他の部分が出てこないというのは、ほとんど今年度の介護報酬低くなっていますから、通常前年度対比で言うとは低くなるという部分なんですけれども。ここで補正組まなければならないということになれば、ようは介護度が上がったか、あるいは要介護認定を受ける人数が多くなって、そのことによる補正を組まなきゃならない状況のいずれか、それとも総合的、どちらものの2つの要因でしか考えられないんですけれども。この辺、どのような状況で700万の補正を組むような状況になっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 特定入所者介護サービス費の部分でございますけれども。これは介護施設に入所している方で所得の少ない方について、食費、居住費について実際にかかった負担分と負担限度額の差額分を町から施設に支払うというものでございまして。27年の8月の制度改正によりまして、公費の負担分がですね、基準額として470円増になりまして、そのことによりましてですね、その公費の部分の単価が470円単価として基準が470円増えたということと、件数もですね大体800件ほどの増の見込みがあるということからですね、このような額の補正ということになってございます。

○議長（能登谷正人君） いいですか。他にありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第10 議案第8号

○議長（能登谷正人君） 日程第10 議案第8号平成27年度八雲町八雲地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（馬着修一君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（馬着修一君） 議案第8号平成27年度八雲町八雲地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案書 42 ページをお開き願います。この度の補正は簡易水道と水道事業の統合に向けて進めている簡易水道事業法適化支援業務委託事業にかかる財源内訳の変更であり、当初予算では当該委託事業について起債対象になるかどうか不確定でありましたので、起債対象とはせず一般会計からの繰入金で対応する予算計上でありましたが、この度、渡島振興局より正式に起債対象となる旨の回答がありましたので、追加で起債を借り入れることとし、一般会計からの繰入金を減額するものであります。歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳入の項目において起債借入額 230 万円を追加し、一般会計繰入金から 230 万円を減額するものであります。

事項別明細書により歳出からご説明いたします。47 ページをお開き願います。47 ページ下段、1 款施設費、1 項施設整備費、4 目八雲地域簡易水道統合事業費の歳出合計の額に変更はなく、財源内訳の一般財源から 230 万円を減額し、その分を地方債とするものであります。次に上段の歳入について、歳出の財源内訳に合わせまして、3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金から 230 万円を減額し、5 款町債、1 項町債、1 目簡易水道事業債 8,340 万円に 230 万円を加え、8,570 万円とするものであります。

次に 44 ページ第 2 表は簡易水道統合事業を目的とした起債の限度額の 230 万円を追加規定するもので、49 ページ地方債補正に関する調書では、合計欄の補正前の額 8,340 万円は起債の総額の限度になりますが、これに今回の補正額 230 万円を加え、補正後の額を 8,570 万円とするものであります。区分の簡易水道事業の額は簡易水道事業債の額になり、これに簡易水道では辺地債を加えた額の合計が地方債の合計額となります。今回の簡易水道事業統合事業は辺地債の対象とはなりませんので、全額簡易水道事業債となります。

以上で議案第 8 号平成 27 年度八雲町八雲地域簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 11 承認第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 11 承認第 1 号専決処分の承認を求めることについてを

議題といたします。本件は八雲町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分したことに対する承認でございます。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについてをご説明いたします。

議案書50ページをお開き願います。この度の改正は、平成27年12月24日に閣議決定された平成28年度税制改正大綱において、番号法利用にかかわる事務手続の一部見直しが行われたことから、昨年第2回定例会で議決いただいた八雲町税条例等の一部を改正する条例のうち、番号利用制度にかかわる規程の一部を改正することとし、本条例を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年12月29日専決処分しましたので、同条第3項により承認を求めようとするものであります。

今回の見直しは個人番号の記載を求めることによって生ずる、本人確認手続など納税義務者等の負担を軽減させるため、国税における見直しと同様に地方税関係書類のうち申告等の主たる手続とあわせて提出され、または申告等の後に関連して提出されと考えられる一定の書類について、納税義務者等の個人番号の記載を要しないこととしたものでありまして、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が平成27年12月25日公布・施行されており、町の条例に規定がある手続についても地方税法と条例の整合性を図る必要があるため、昨年12月29日付で専決処分を行ったものであります。議案書52ページをご覧くださいと思います。条例第1条のうち第51条関係は町民税の減免にかかわる規定で、個人番号利用手続の一部見直しにより個人番号の記載が不要とされたため、個人番号にかかわる規定を削除するものであります。第139条の3の関係は特別土地保有税の減免にかかわる規定で、第51条と同様に個人番号の記載が不要とされたため個人番号にかかわる規定を削除するものであります。

以上で承認第1号八雲町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程第 12 報告第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 12 報告第 1 号専決処分の報告についてを議題といたします。本件は損害賠償額の決定についての報告でございます。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） 報告第 1 号専決処分の報告についてご説明いたします。

議案書 61 ページをご覧ください。地方自治法第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたのでご報告いたします。62 ページをご覧ください。損害賠償額の決定についての専決処分の内容でございますが、本件は昨年末、平成 27 年 12 月 27 日、八雲町出雲町 40 番地 3 付近の町道出雲 6 号線におきまして、町道と民有地の車庫の出入り口の段差を解消するため町民が車庫の前に設置していた板が、除雪の際に除雪車に押され、車庫のシャッターに接触し損害を与えたものでございます。このことをもって被害者と協議の結果、平成 28 年 1 月 20 日示談が成立し、民法第 715 条第 1 項の規定によりその損害を賠償するため、同日付で次のとおり損害賠償の額を決定したものでございます。

損害額はシャッターの修理に要した額 3 万 2,400 円ですが、相手方も降雪期前に板を撤去すべきであったことを認め、過失割合を町及び相手方それぞれ 2 分の 1 とし、1 の損害賠償の額は修理に要した額の 2 分の 1 の額である 1 万 6,200 円でございます。2 の損害賠償の相手方は、八雲町出雲町 40 番地佐藤周平でございます。今後はこのようなことがないように、特に除雪期に入る前に除雪の障害物などの撤去を広報等で町民へ周知、また道路等の点検も徹底する所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、報告第 1 号専決処分の報告についての説明を終わります。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。

○2 番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2 番（横田喜世志君） これは相手方が、言えば町道に物を置いていたっていうものですよね、今の話でいくと。それなのになぜ町が負担しなきゃないとか、賠償しなきゃないのかがいまいち。これが例えば町の弁護士さんだとかいうのが、そういう判断をしたっていうことなんですか。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） 町道とちょうど車庫の民有地との境に、道路排水のトラフがあるんですけれども、ちょうど議員おっしゃるとおりにその板は幅 20 センチから 30 セン

チあるんですけども、町道の部分にも一部入っていたと思われます。それで町道の占用という、まあ、厳密に言いますと町道の占用というのも出ていませんでしたけれども、身内の方が勝手にといいますか、置いていたものだと思いますけれども。確かに町有地に勝手に置いていたものですけども、町の一部、現実あの事故を起こしたのは町でありますし、それから除雪期に入る前に詳しい調査等もしておりませんでしたし、保険会社の担当の方々とも打ち合わせをして協議をした結果、町も一部ある意味責任があるだろうという判断に基づきまして、2分の1ずつの負担ということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） いいですか。他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これをもって本件については報告済みといたします。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして、本臨時会に附議を予定されました案件は全て議了をいたしました。

よって平成28年第1回八雲町議会臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午後 1時51分〕